## 大牟田市財産の用途廃止等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大牟田市財産(以下「市有財産」という。)の用途廃止等の取り扱い について、必要な事項を定めるものとする。

(用途廃止の申し出ができる者)

- 第2条 市有財産の用途廃止を申し出ることができる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 原則として用途廃止申し出地に隣接する土地を所有している者
  - (2) 当該地の売払いを受ける意思を有する者

(用途廃止の申し出ができる者の制限)

- 第3条 前条の規定に係わらず、次の各号のいずれかに該当する者は用途廃止の申し出を することができない。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
  - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(用途廃止の制限)

- 第4条 市有財産が次の各号のいずれかに該当する場合は、用途廃止することができない。
  - (1) 現に機能する用地の一部である場合
  - (2) 通り抜け可能な用地の一部である場合
  - (3) 用途廃止することにより用地の機能を分断させることとなる場合
  - (4) 公共の用に供することが計画されている場合
  - (5) その他用途廃止すべきでない事由があると市長が認める場合
- 2 市長は、前項第3号に該当する場合において、隣接する土地所有者(以下「隣接土地 所有者」という。)、地元土木委員等及び水利権者等(以下「利害関係人」という。)から 同意書により用途廃止の同意が得られたときは、前項の規定を適用しない。

(隣接者等の同意)

- 第5条 市有財産の用途廃止にあたっては、次の要件を満たさなければならない。
  - (1) 隣接土地所有者及び利害関係人から用途廃止の同意が得られること。
  - (2) 敷地内に占用物件(電柱、水道管、ガス管、公共下水道施設等)が存在する場合は、これらの施設管理者から用途廃止の同意が得られること。

(用途廃止の事前協議)

第6条 市有財産を用途廃止し売払いを受けようとする者は、申請を行う前に第2条及び 第3条の審査を行なうために市有財産の用途廃止事前協議書(様式第1号)に次に掲げる 書類を添付し、市長に提出し協議を行わなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図
- (3) 用途廃止申し出地に隣接する土地の登記事項証明書
- (4) 住民票(申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書)
- (5) 現地写真
- (6) 委任状 (委任がある場合)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(用途廃止・売払いの申請)

- 第7条 第6条に規定する用途廃止・売払いの事前協議を行った結果、用途廃止・売払い申請ができる者の連絡を受けた者は、市有財産の用途廃止・売払い申請書(様式第2号) に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
  - (1) 位置図
  - (2) 公図
  - (3) 現況平面図
  - (4) 横断図
  - (5) 求積図
  - (6) 用途廃止申し出地に隣接する土地の登記事項証明書
  - (7) 隣接土地所有者の同意書(様式第3号)
  - (8) 利害関係人の同意書(様式第4号)
  - (9) 現況写真
  - (10) 委任状(委任がある場合)
  - (11) その他市長が必要と認める書類

(審査・調査)

第8条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合、書類審査及び現地調査のうえ、 用途廃止の可否を判断した場合は、用途廃止通知書(様式第5号)を交付するものとする。

この要領は、平成23年9月8日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年3月28日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。